



Title	教育費負担とローン：その日本の特質
Author(s)	蝶, 慎一
Citation	教育福祉研究, 0016, 15-23
Issue Date	2010-03-29
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/46808
Type	bulletin (article)
File Information	Cho.pdf



[Instructions for use](#)

教育費負担とローン —その日本の特質—

蝶 慎一

1. 課題設定

日本では、公教育支出が非常に低いと憂慮される一方、高等教育支出に占める私費負担は67.8%、うち家計負担は51.4%であり、きわめて高くなっている(OECD 2009b)。これまで重い私的負担、家計負担に対して、その負担を軽減するための奨学金制度が未整備であること、貧困であることが指摘されてきた(小林 2004; 加藤 2005; 小林 2008)。家計における所得格差が拡大することで、誰が、どのように重い教育費を負担しているのだろうか。親は、「無理する家計」(小林 2005: 10; 岩田 2008)として、また子どもは、アルバイトを多くし、「学習・生活環境の悪化している学生」(小林 2009: 189)となっている場合が実証的に分析されてきた。今日のこうした進学機会の格差の最も重要な要因と考えられているのが「家計の教育費の負担力」である(小林 2008: 8)。「子どもの教育は親の責任」という価値観に左右され(青木 2010)、人びとは膨大な家計負担をしいらされている。近年、奨学金がローン化しているとの批判がなされ(古田 2006; 矢野 2007)、実質的な進学機会の格差の是正に結びついているのかが問われている(小林 2009; 湯澤 2008)。従来の教育費負担研究では、奨学金をはじめとする負担軽減策が「貸付型」であり(Woodhall 1995; 市川 2000; 鳥山 2008)、また「公的奨学金は…実質的には教育ローン」(小林 2007: 72)とも指摘されてきた。

しかし、日本の教育費負担のあり方を、広く親・子どもの生活や人生全体を見通し、それを「ローン」という視点から分析した研究はほとんど見ら

れない。教育費は子どもに限定されないものであり、家計にとって不可欠の重い費目となっており(宮本 2004: 27)、ほかにも住宅費や自動車購入にかかる費用負担(そのローン)は、家計に大きな影響を及ぼしうるものである。こうして教育費はもとより、「ローン」は生活全般において利用されている。そもそも、奨学金に加え、教育ローンの効果自体も明確に検証されていないなかで、親や子どもにとって、教育費負担のあり方とそれに関わる「ローン」の有無や負担の不平等の問題をどのように考えるのか、国民の平等に対する意識なども踏まえて検討することが必要である。

そこで、本稿では、日本の教育費負担の特徴を、諸外国の教育費負担における「ローン」のあり方も概観することで、その日本の特質を明らかにすると同時に、そこから考えられる今後の研究課題を示唆することを目的とする。

以下、2.(1)ではまず、日本の教育費負担における「ローン」の性格を、2.(2)で諸外国(北欧型、アングロサクソン型)の教育費負担とその「ローン」の特徴を、2.(3)でこれらの国々の比較から見えてくる日本の特質についてまとめる。そして、3.で今後の研究課題を示唆する。

2. 教育費負担における「ローン」のあり方

(1) 「日本型教育ローン」の性格

近年、高等教育(大学教育)に対する財政的な制約が強く、政府の高等教育支出費を飛躍的に拡大させることは難しくなっている(金子 2007)。こうした状況で、今日の親や子どもが、どのようにして、またどのくらいの教育費用を調達できるのかは深刻な問題である(青木 2007)。主な教育費の

調達手段として、日本学生支援機構の奨学金、日本政策金融公庫の国の教育ローン、民間教育ローンなどがある。ただしこれらは原則、返済義務があり、たとえ低所得であったとしても、基本的に「ローン」という方法が貫かれた制度政策の中での調達になる。

本稿では、日本学生支援機構の奨学金、国の教育ローン、民間教育ローンを「日本型教育ローン」と総称・定義することにする。それは、高等教育費の負担が「親がかり」(宮本 2002)と言われながら、これまで教育費負担や奨学金研究において検討されることの少なかった教育ローンを含んで、また奨学金と言われながらグラントではなく「ローン」化しているという特質を包括的に捉えることで、日本の教育費負担に通底する「ローン」の性格をより明確にできると考えたからである。

以下、「日本型教育ローン」の性格を3点特徴づける。

①「親・子どもがともに借りている」ことである。図1、図2によれば、学費(授業料など)全体を100%とするとき、「奨学金」が学費の13%を、生活費では20%を占めている。ほかに子どもは「両親等」の援助や「アルバイト」によって負担している。ここで懸念されるのは、「奨学金」だけではすべての必要費用を完全にカバーすることは難しかったため¹⁾、子どもは「親がかり」にならざるを得なくなっていることだ。場合によっては、消極的な選択として自ら進学や在学をあきらめてしまう子どももいる。親の方は、子どもには負担をかけま

いとして教育ローンなどを借りて教育資金を用意することもある。こうして、「親・子どもがともに借りている」「日本型教育ローン」のあり方が見えてくる。

②「誰もが借りているわけではない」と同時に「一時しのぎ」になっていることである。日本では学費が高い割に、公的な奨学金・ローンを受ける学生の割合が低い(Bray 1986; 阿部 2009など)。実際、日本学生支援機構の奨学金を受けている大学生は、29.9% (全学生数比 平成19年度)、国の教育ローンを受けているのは、約2% (全学生数比 平成19年度)となっている。親は年収が低いほど学費にあてるために奨学金をより多く必要と考えており、「学費・生活費は奨学金等でまかない、本人が就職後に返すべきだ」とする親は、年収400万円未満で52.0%、年収1000万円以上では24.1%であり、相対的に低所得の親・子どもが「日本型教育ローン」を借りている(借りやすい)傾向が見られる(東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策センター編 2008など)。これは、概して欧米の先行研究とも共通する結果である(Price 2004; St. John 2003など)。

親や子どもが「日本型教育ローン」で負担軽減を行うことは、どのようなことを意味しているのか。それは、そこから受ける恩恵が「一時しのぎ」にすぎず、(卒業後の返済の「ローン」の有無を考えても)不利な経済的背景をもつ親・子どもの実質的な負担軽減になっていない面があることである。「ローン」の有無や返済の問題は、結局、個々

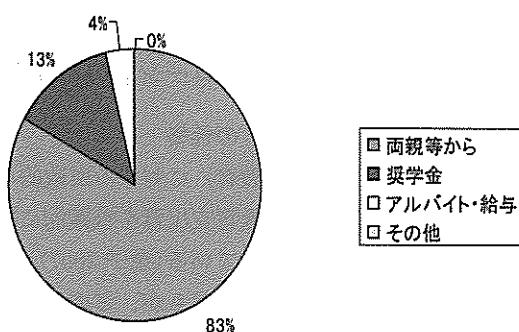


図1 学費(授業料など)

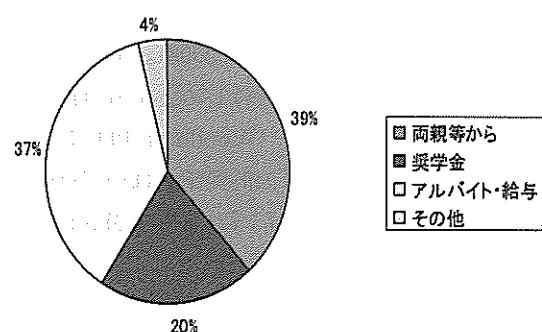


図2 生活費

人で問題解決をはかるように要請されてしまう。しばしば「一時しのぎ」の「ローン」で、さも教育機会が保障されているかのような言われ方をするが、これはかえって在学・卒業時に（とりわけ低所得の親子が）多額の借金をかかえて人生・生活をスタートさせることを容認することにもなりうる。これでは、子どもたちの間の経済的な不平等を是正しているとは言いがたいだろう。

③「ローン」への過度な依存の可能性」があることである。私立大学の新入生家庭を対象にした野村資本市場研究所が作成した調査報告によると、大学入学費用を負担するのに約175万円(2006年度)をすでに借り入れている(宮本2008)。また、2006年の「東京地区私立大学教職員調査」によると、首都圏の私立大学・短大の子ども（自宅外通学者）を持つ家庭で銀行などから借入を行っている家庭は、約3割で平均207万円の借入をしている。さらに、あしなが育英会の「遺児家庭緊急アンケート調査」(2009年7月)によれば、足りない教育費の工面方法については、銀行や消費者金融などからの借金が14.7%となっている。

これらの調査から分かるのは、低所得・ミドルクラスの親の教育費負担は、「ローン」によってはじめて可能になっている場合が相当存在することである。欧米の研究では、Price(2004:4-26)が、「ローン」に過剰に依存すること(the overreliance on students loans to finance higher education)は、高等教育に対する個人的な目的と社会的（共同的）な目的のバランスを掘りくずす一因となり、社会制度において不利な立場にいる個人への新しい不平等をつくることになる、と指摘している。日本でも教育費を負担できるかどうかに加えて、その負担を「ローン」に依存しなければならない場合にどのような不平等がもたらされうるのだろうか。

(2) 諸外国の教育費負担における「ローン」

1) 北欧型—スウェーデン

スウェーデンでは、高等教育を公財政で支えるという理念が貫徹しており、教育の経済的責任はすべて政府にあるとされている。そのため、個人

負担の学費は存在せず、給付奨学金に加え、生活費が公的學生ローンとして貸与される(図3)。これはThe Swedish National Board of Student Aidと呼ばれるもので、学生は月に約10万円の生活費を手にしている(小林2008; ICHEFAP 2009)。

スウェーデンの学生ローン制度は、親の収入には一切関係がなく、すべての学生に貸し出されている(図4、5)。教育の機会均等、つまり「すべての市民に高等教育を」というスローガンの下で導入され、「家庭の経済力が教育の場を支配してはならない」という思想を基礎としている²⁾。すべての学生は国から奨学金をもらい、学生ローンを借りて学生生活を送る(岡澤1987/1996)。高等教育の機会が親の経済的能力によって左右されではなくないという原則を、学生ローン制度が補完しているとも言える(岡澤1996)。また、大学などの高等教育を受ける際は、子ども自身が学生ローンを借り、生活費に充てて自活するのが当然とみなされているため、教育費にかかる親の経済的負担は少ない(高橋2007)。一方で、子どもは、学生ローンの大借金を背負う勇気を持たなければ、進学する決心はつけられないというような事態にもなる(竹崎1999)。このような背景にあるのは、個人主義的なイデオロギーが浸透しており、公的サービスの中でも、学生援助制度が社会的格差の緩和に役立っているとされているからであろう(上山2007)。また、学生は大学進学による所得の上昇効果が高等教育にかかる費用を上回ると考えていることから、ローンの返済に対してそれほど懸念していないという³⁾。

2) アングロサクソン型—アメリカ、オーストラリア

アメリカの奨学金や学生ローンは極めて多様で親・子どもがそのすべてを把握するのは困難であると言われる(犬塚2006)。連邦政府が提供するローンは、貸付対象が学生であるスタッフード・ローン(Stafford loans)と親を中心とするプラス・ローン(PLUS Loans)の2種類に分かれている。学生対象のローンには、政府の利子補助付

のもの (Subsidized Stafford loans) と補助がないもの (Unsubsidized Stafford loans) がある。また主なローンの提供方法として、間接ローン (政府が銀行の学生ローンを再保証するもの) と直接ローン (政府が学生に直接貸し出すローン) がある (犬塚 2006)。最近では学生の進学を支える重要な手段として、民間金融機関が提供する学生ローンの存在感が増している (堤 2010)。

学費の大幅な高騰が続き、学生ローンも大幅に拡大しており、この負担は特に低所得、ミドルクラスの親・子どもにとって深刻な問題となっている (St. John 2003; Long 2007; College Board 2008)。加えて、信用力の低い借り手、低所得の借り手が学生ローン市場から排除され、高等教育の機会均等の阻害要因になる可能性もある (川崎 2008: 362)。学費や生活費をまかなうためにクレジットカードを複数枚所有する学生もめずらしくなく (堤 2008)、これらが積み重なる借金 (cumulative debt) へと膨れ上がる要因ともなりうる。こうして学生ローンの負債で「社会人生活をマイナスでスタートする」ことになる (湯浅・堤 2009: 68)。学生ローン・教育ローンによって引き起こされるこれら憂慮すべき事態は、高等教育の民営化・市場化が非常に進んでいるアメリカの現実を映し出していることに他ならない。

そして、学費に「ローン」の仕組みをとっているオーストラリアを見ていく⁹⁾。オーストラリア

で注目されるのは、学生の将来予想される所得などを分析した上で負担額を設定し、高等教育に係る経費と各個人の（期待される）受益に見合うような形での費用負担を可能にしていることである (伊藤 2005)。これは、まさに教育投資論を現実化し投資論を機能させた世界である (羽田 2003: 22)。1989 年に、全ての国内学生から授業料を徴収する、HECS(ヘックス：高等教育貢献制度)として知られる制度が導入され、世界初となる所得連動型の授業料後払い制度 (Income-Contingent Loan: ICL) として諸外国からの注目を集めることとなった¹⁰⁾ (Rasmussen 2006 など)。学生は卒業後、一定程度以上の年間所得を得るようになったときに初めて、年間所得のうち数パーセントを政府に返還しなければならない。卒業後であっても、学生側の費用負担が求められることになった結果、総教育費用に占める学生負担の割合、および大学進学に最低限要する費用は、国際的に見て高い水準になっている (図 3)。こうしてアングロサクソン型に共通するのは、教育費に占める学生の負担額をどこまで認めるべきか、生活費への保障はどのようになされるかといった問題が残されていることである。

(3) 國際比較から見えてくる日本の特質

以上から、教育費負担における「ローン」を国際的に概観することで、「ローン」の日本の特質をまとめたい。(1)では、「日本型教育ローン」の性格

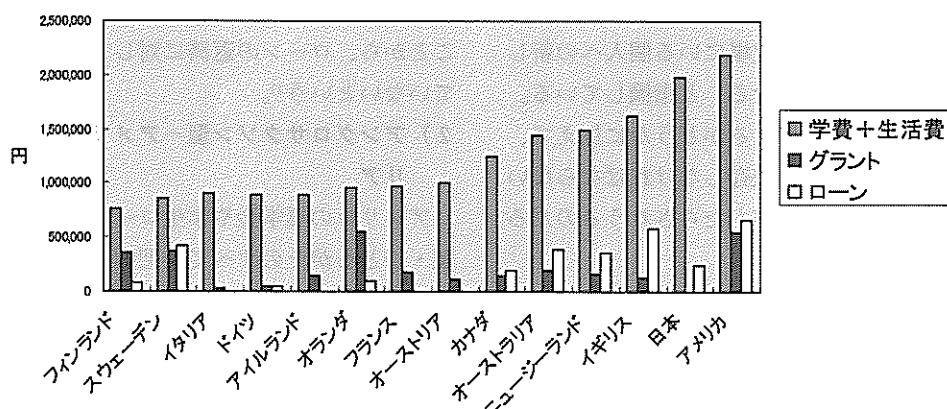


図 3 教育費（学費+生活費）にしめるグラントとローン

出典: Usher and Cervenan (2005) Table8, Table10, Table16 より、筆者作成。

として、「親・子どもがともに借りている」、「誰もが借りているわけではないと同時に一時しのぎ」、「ローンへの過度な依存の可能性」を指摘した。(2)では、北欧型、アングロサクソン型の特徴から、学費や生活費の負担に対応するかたちで「ローン」が発達していることや、「ローン」の制度政策は、子どもにとってどのような大学教育の受け方が可能になっているのか（在学期間中の生活保障をどのように捉えるかを含んで）を反映するものとも考えられる。

これらを踏まえて、教育費負担における「ローン」の日本の特質を簡単に考察するため、以下、図4および図5を参照したい。図4は、大学の学費の平均額と公的補助（学生ローン・奨学金・補助金）を受けている学生との割合、図5は、生活費の平均額と公的補助（学生ローン・奨学金・補助金）を受けている学生との割合を示すものである。まず、日本は学費に加えて、生活費もきわめて高いのに、公的な学生ローン・奨学金を受けている学生の割合が国際的に比較して低いということである。特に、生活費がそれほど日本と大きな差のない北欧型（スウェーデン、フィンランド）やアングロサクソン型（アメリカ、オーストラリア）の国であっても、公的な学生ローン・奨学金

を受けている割合が高い。さらに特徴的なのは、日本を除く図4、図5の約10ヶ国すべてにおいて、学費であれ、生活費であれ、何らかのグラント（給付型奨学金など）が存在している。

こうしていくつかの日本の特質は、(1)あげた3つの「日本型教育ローン」の性格とも密接に関連していると思われる。高い学費と生活費の両方をローンや奨学金を受けずに負担している現実は何を意味しているのか。考えられることとして、当然視される親・家族依存の日本の教育費負担観が背景にあると予想される。または、ローンや奨学金を受けずに親が無理してまかなっているのだろう。アルバイトで子どもがその負担を助ける場合もある（図1、図2）。また、日本にはグラントがないので、返済のある「ローン」を借りるぐらいならと親や子どもが何とか負担しているとも言えるが、北欧型では充実したグラントがあるなかでも「ローン」も同時に借りていることから、人びとの教育費負担における「ローン」に対する意識が少なからず影響を与えているのかもしれない。各国の経済、社会、文化を反映する教育費負担のあり方を検討するときに「ローン」の視点から考えることはますます重要となってくるだろう。

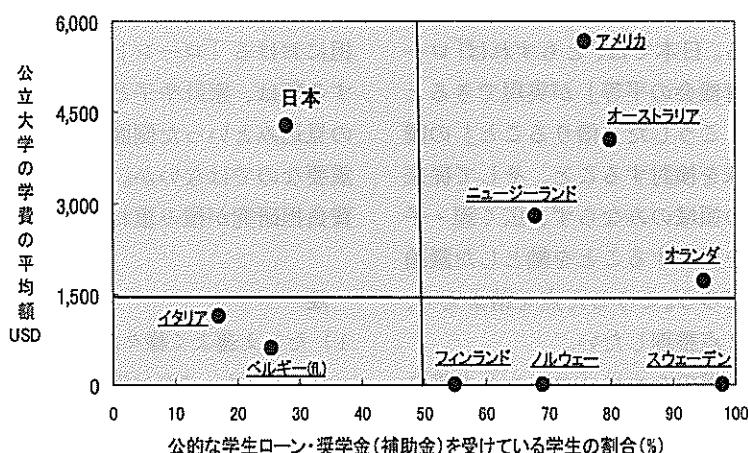


図4 大学の学費と公的補助（学生ローン・奨学金・補助金）を受けている学生の割合との関係（2006-07年）

(注) OECD (2009a) 図B 5.3、表B 5.1及び表B 5.2、付録3、OECD (2009b)、Usher and Cervenan (2005) Table10より筆者作成。国名の下線は何らかのグラントが存在する国を示す。

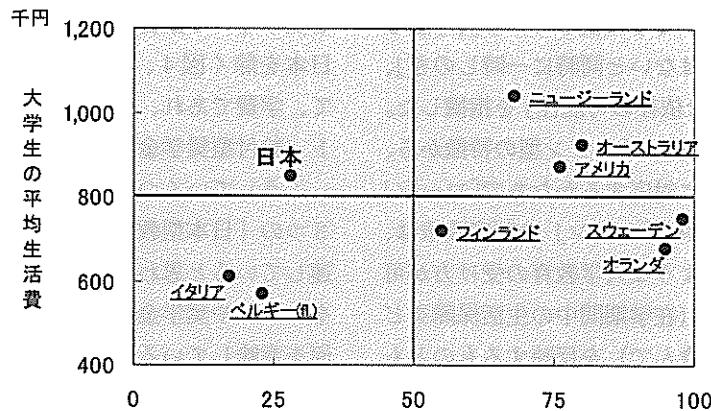


図5 大学の生活費と公的補助（学生ローン・奨学金・補助金）を受けている学生の割合との関係

(注) OECD (2009a) 図 B 5.3、表 B 5.1 及び表 B 5.2、付録 3、OECD (2009b)、Usher and Cervenan (2005) Table7 より筆者作成。国名の下線は何らかのグランツが存在する国を示す。

3. 生活・人生から見る「ローン」—今後の研究課題

欧米では、高等教育研究を中心に student loan の研究が多く展開されてきている (Albrecht and Ziderman 1992; Price 2004; Johnstone and Maccucci 2007 など)。Price (2004) は、*Borrowing Inequality* (『借りることの不平等』: 未邦訳) の著書で、student loan が社会・経済的不平等を是正するばかりか、逆に強化してしまっている側面を実証的に描いている。日本では、ともすれば「ローン」があれば「教育機会の平等」が実現できるという言説もあるが、こうした「借りること」の曖昧なイメージや意味を検討すること、そして従来の教育費負担研究の領域のみならず、広く親・子どもが生活・人生を設計することを軸とした議論が求められてくるだろう。こうした点を踏まえて、今後の研究課題を 2 点整理したい。

まず、①教育費負担のために「ローン」を借りることによるメリット・デメリットを、高等教育の受益との関係で検討することである。「ローン」は、親・子どもが借りるものである以上、生活や人生にとって、どのような、またどの程度のメリットやデメリットがあるのかが問われなければなら

ない。「日本型教育ローン」を借りて大学教育を受け大卒として働く子どもと、進学せずに高卒で働く子ども（大学教育を受けない子ども）との間の、生涯所得と「ローン」負債との関係についてははつきりしておらず、実証的な分析がなされる必要がある⁹⁾。

そして、②親・子どもの生活・人生全体を展望し、教育費負担の問題を見通すとき、住宅ローンや自動車ローンの負担との関係も合わせて考える必要が出てくるだろう¹⁰⁾。今後、諸外国の教育費負担における「ローン」の制度のあり方を比較検討する際は、家計や子どもの人生における将来利益の見込みといった側面を見た上で分析することが重要なのではないか。こうした視点をもった教育費負担研究が積み重ねられる必要がある。

注

- 1) たとえ運よく様々な負担軽減の制度を利用できたとしても、これは学校納付金の一部をカバーするにすぎず、衣食住などの費用までは支払えない（荒井 2007）。
- 2) この点に関して、竹崎 (1999) は、(学生ローン制度は)「1953 年に導入されたが、その目的は高等教育の特権的性格を排除して、教育の機会均等を促進す

るものであった。家計の経済状況によって高等教育を受ける機会が不平等であれば、高等教育は特権的な性格を帯びてしまう。しかし、勉学ローンを導入して、高等教育への接近を平等化しようとしたのである」と述べている。

3) この点については、統計的にも有意な結果が得られている(上山 2007)。フィンランドでは、大学教育と労働市場の接続を強く意識した University-to-Work 政策を展開し、一定の効果をあげている(渡邊 2001)。

4) 所得連動型教育ローンについての数少ない研究として、日本では、阪本(1998、1999)の研究がある。阪本(1998)は、「所得連動型教育ローンについては、海外の文献においても決して包括的な研究が行われているとは言えない現状にあるが、日本ではその存在すら十分に知られていないと言っても過言ではない」と述べている。

5) この点に関連して、北欧型を「教育機会の平等」の最も先進的なモデルとして見る場合、「教育機会の平等」を確保するためにこそ、大学教育を受けない国民(納税者)も合意することで「ローン」が成立している面があるとも仮定できる。これにより、「ローン」のもつ意義や意味は異なっても、どこの国であっても「ローン」はなくなることはないと思われる。「ローン」を借りること、ひいては「ローン」で教育費負担をすることは、実質的な「教育機会の平等」がはかられることになるのかである。

6) 本稿では触れていないが、住宅ローンや自動車ローンと教育費負担における「ローン」を比較したときの特徴として、金澤(2007)は、住宅ローンは教育ローンと同様に、「人間生活の土台を形成するために必要欠くべからざるもの」であり、「生活基盤の確保」に結びつく「ローン」であることを指摘している。また岩田(2008)は、住宅や(高等)教育の支出による借金は、共通して長期継続性のある生活(生活が日々回っているだけでなく、資産形成や継承が行えること)を維持していくのに必要不可欠になっているのであると述べている。各々の「ローン」の技術的な制度設計の比較に加え、人びとの生活や人生のなかでこれらの「ローン」がどのような

意味や機能をもってくるのかが問われているのである。

参考文献

- 阿部彩(2009)「現代日本の子どもの貧困 ⑩教育に対する社会支出」子どもの貧困白書編集委員会編『子どもの貧困白書』明石書店。
- Albrecht&Ziderman(1992)“Student loans and their alternatives: improving the performance of deferred payment programs”, *Higher Education*, 23 357-374。
- 青木紀(2007)「学校教育における排除と不平等」福原宏幸編『社会的排除／包摶と社会政策』法律文化社。
- 青木紀(2010)「学校における排除と不平等の構造」『部落解放』、12-19、623号、解放出版社。
- 荒井一博(2007)『学歴社会の法則 教育を経済学から見直す』光文社。
- あしなが育英会編「遺児家庭緊急アンケート調査」(2009年7月)。
(http://www.ashinaga.org/today1_1.php?id=183,2010/02/06 アクセス)。
- Mark Bray(1986)“Student loans for higher education The Hong Kong experience in international perspective”, *Higher Education* 15: 343-354。
- College Board(2008)“A Overview of Student Borrowing”。
(<http://professionals.collegeboard.com/profdownload/overview-student-borrowing-trends-2008.pdf>, 2010/02/06 アクセス)。
- 古田和久(2006)「奨学金政策と大学教育機会の動向」『教育学研究』第73巻第3号、207-217。
- 羽田貴史(2003)「戦後の授業料思想—中教審の『受益者負担論』とは」『IDE』2003年11月号、22-26。
- ICHAFAP(2000/2009) ニューヨーク州立大学バッファロー校プロジェクト (http://www.gse.buffalo.edu/org/inhigherdfinance/database_sschemacost.html, 2009/12/22 アクセス)。
- 市川昭午(2000)『高等教育の変貌と財政』玉川大学出版部。
- 犬塚典子(2006)『アメリカ連邦政府による大学生経

- 济支援政策』東信堂。
- 伊藤りさ (2005) 「オーストラリアにおける高等教育費用負担制度の最近の動向」『レファレンス』2005年11月、113-121。
- 岩田弘三 (2008) 「大学教育費負担において「無理する家計」の問題」小林雅之編『大継センターものぐらふ No.9 奨学金の社会・経済効果に関する実証研究』東京大学大学総合教育研究センター。
- 岩田正美 (2008) 「貧困研究に今何が求められているか」『貧困研究』Vol.1、明石書店、12-23。
- Johnstone, D. Bruce and Pamela Marcucci. (2007). *Worldwide Trends in Higher Education Finance: Cost-Sharing, Student Loans, and the Support of Academic Research.* Prepared as part of UNESCO's Higher Education Commissioned Paper Series. Paris, France: UNESCO.
- 金澤誠一 (2007) 「現代の貧困と「最低生活の岩盤」」『経済』2007年8月、58-73。
- 金子元久 (2007) 「大学の教育力一何を教え、学ぶか」筑摩書房。
- 加藤毅 (2005) 「学生生活調査からみた教育機会と学生の経済基盤」筑波大学大学研究センター編『大学研究』第33号、57-79。
- 川崎成一 (2008) 「米国学生ローンの市場化とサブプライムショック」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第48巻、353-364。
- 小林雅之 (2004) 「高等教育機会と育英奨学政策」『高等教育研究紀要』19、108-129。
- 小林雅之 (2005) 「教育費の家計負担は限界か—無理する家計と大学進学」『季刊家計経済』67、10-21。
- 小林雅之 (2007) 「大学「全入時代」と高等教育機会の格差」『人間と教育』No.54、66-73。
- 小林雅之 (2008) 「進学格差—深刻化する教育費負担」筑摩書房。
- 小林雅之 (2009) 「大学進学の機会 均等化政策の検証」東京大学出版会。
- 小島ブンゴード孝子 (2004) 『福祉の国は教育大国デンマークに学ぶ生涯教育』丸善。
- 国民生活金融公庫編 (2008) 『業務報告書』(平成20年度版)。
- Bridget Terry Long (2007) Financial aid: A Broken Bridge to College Access?, *Harvard Educational Review*, 77, 39-63.
- 宮本みち子 (2002) 『若者が《社会的弱者》転落する』洋泉社。
- 宮本みち子 (2004) 「生活経済とライフスタイル」(独立)日本家政学会家庭経済学部会関東地区会編『少子高齢社会と生活経済』建帛社。
- 宮本佐知子 (2008) 「ニーズ高まる教育資金ファイナンスー教育ローンと529プランの活用」「資本市場クォータリー』Spring、269-283。
- 日本政策金融公庫編 (2009) 『教育費負担の実態調査結果(国の教育ローン利用勤務者世帯)』(平成21年度)。(http://www.k.jfc.go.jp/pfcj/pdf/kyouikuhi_chousa_k_h21.pdf, 2009/12/22 アクセス)。
- OECD (2009a) 『Economic Survey of Sweden 2009』OECD。
- OECD (2009b) 『図表で見る教育2009』明石書店。
- 岡澤憲美 (1987) 『スウェーデンは、いま』早稲田大学出版部。
- 岡澤憲美 (1996) 『スウェーデンを検証する [増補版]』早稲田大学出版部。
- Derek V. Price (2004) *Borrowing Inequality Race, Class, and Student Loans*, Lynne Rienner Publishers, Inc.
- Christopher J. Rasmussen (2006) Effective Cost-Sharing Models in Higher Education: Insights from Low-Income Students in Australian Universities, *Higher Education*, Volume 51, Number 1, 1-25.
- 阪本崇 (1998) 「資本市場の不完全性と所得連動型教育ローン」『財政学研究』第23号、82-92。
- 阪本崇 (1999) 「所得連動型教育ローンの制度間比較—その方法と視点—」『国際公共経済研究』第9-10号、84-97。
- Edward P. St. John (2003) *Refinancing the College Dream Access, Equal Opportunity, and Justice for Taxpayers*, Johns Hopkins University Press.
- 高橋美恵子 (2007) 「スウェーデンの子育て支援

- ワークライフ・バランスと子どもの権利の実現』
『海外社会保障研究』No.160、73-86。
- 竹崎孜（1999）『スウェーデンはなぜ生活大国になれたのか』あけび書房。
- 東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター編（2008）『全国大学生調査 第1次報告書』（2008年5月）。
<http://ump.p.u-tokyo.ac.jp/crump/cat79/post-11.html>, 2010/02/06 アクセス)。
- 鳥山まどか（2008）『貧困・低所得家庭における教育費負担一福祉（修学）資金貸付制度利用者を中心にして』博士学位論文（北海道大学大学院教育学研究科）。
- 堤未果（2008）『ルポ貧困大国アメリカ』岩波書店。
- 堤未果（2010）『ルポ貧困大国アメリカII』岩波書店。
- 堤未果・湯浅誠（2009）『正社員が没落する－「貧困スパイラル」を止めろ！』角川書店。
- 上山晶弘（2007）「スウェーデンの高等教育と奨学生に関するレポート」文部科学省先導的大学改革推進依託事業『諸外国における奨学制度に関する調査研究及び奨学金事業の社会的効果に関する調査研究』
- （研究者代 小林雅之）東京大学。
- Usher and Cervenan (2005) *Global higher education rankings 2005: affordability and accessibility in comparative perspective*, Toronto, Educational Policy Institute, 2005.
- 渡邊あや（2001）「フィンランドにおける University-to-Work 政策の展開」『広島大学大学院教育学研究科紀要』第三部第 50 号、205-213。
- Woodhall, M., (1995) "Student Loans", Martin Carnoy, *International Encyclopedia of Economics of Education*, second edition, Pergamon.
- 矢野真和（2007）「日本の大学が直面している真の課題とは—教育財政の拡充と研究の基盤整備の必要性—」『BERD』No.9、ベネッセ教育研究開発センター、2-7。
- 湯澤直美（2008）「子どもの貧困を根絶する意志をもった社会への発信」教育科学研究会編『教育』No. 760、4-12。

（北海道大学大学院教育学院・修士課程）